

積算基準及び歩掛表(その3)

第6章 建設機械運転単価表 6-2

工 種 名	旧	新																																																																																																																																																																			
<p>4 賃料を適用する機械器具</p> <p>4-1 適用機種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン（油圧駆動式） ・発動発電機 ・空気圧縮機 <p>5 職種の定義</p> <p style="font-size: small;">潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜 水 世 話 役</td> <td>潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの</td> </tr> <tr> <td>船 団 長</td> <td>海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 供用係数適用に当たりの留意事項</p> <p style="font-size: small;">県内全域係数ランク1を基準とする。</p> <p style="font-size: small;">就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（1ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 （α）</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数（β）</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間</th> <th colspan="2">就業9時間</th> <th colspan="2">就業10時間</th> <th colspan="2">就業11時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.31</td> <td>1.32</td> <td>1.42</td> <td>1.43</td> <td>1.53</td> <td>1.55</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（2ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 （α）</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数（β）</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間</th> <th colspan="2">就業18時間</th> <th colspan="2">就業20時間</th> <th colspan="2">就業22時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.21</td> <td>1.21</td> <td>1.34</td> <td>1.35</td> <td>1.46</td> <td>1.48</td> <td>1.59</td> <td>1.62</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 就業時間別船員供用係数（β）の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center; font-size: x-small;">（小数3位四捨五入）</p> <p style="font-size: x-small;">ここに、 β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	職 種	定 義	潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの	船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの	係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考	就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55		係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考	就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62		<p>4 賃料を適用する機械器具</p> <p>4-1 適用機種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン（油圧駆動式） ・発動発電機 ・空気圧縮機 <p>5 職種の定義</p> <p style="font-size: small;">潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜 水 世 話 役</td> <td>潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの</td> </tr> <tr> <td>船 団 長</td> <td>海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 供用係数適用に当たりの留意事項</p> <p style="font-size: small;">県内全域係数ランク1を基準とする。</p> <p style="font-size: small;">就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（1ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 （α）</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数（β）</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間</th> <th colspan="2">就業9時間</th> <th colspan="2">就業10時間</th> <th colspan="2">就業11時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.43</td> <td>1.42</td> <td>1.54</td> <td>1.53</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（2ワッチ制）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 （α）</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数（β）</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間</th> <th colspan="2">就業18時間</th> <th colspan="2">就業20時間</th> <th colspan="2">就業22時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.21</td> <td>1.21</td> <td>1.35</td> <td>1.34</td> <td>1.47</td> <td>1.47</td> <td>1.61</td> <td>1.60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 1. 就業時間別船員供用係数（β）の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center; font-size: x-small;">（小数3位四捨五入）</p> <p style="font-size: x-small;">ここに、 β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	職 種	定 義	潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの	船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの	係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考	就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.42	1.54	1.53		係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考	就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.34	1.47	1.47	1.61	1.60	
職 種	定 義																																																																																																																																																																				
潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの																																																																																																																																																																				
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの																																																																																																																																																																				
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考																																																																																																																																																											
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55																																																																																																																																																												
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考																																																																																																																																																											
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62																																																																																																																																																												
職 種	定 義																																																																																																																																																																				
潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの																																																																																																																																																																				
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの																																																																																																																																																																				
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考																																																																																																																																																											
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.42	1.54	1.53																																																																																																																																																												
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 （α）	就業時間別の船員供用係数（β）								備 考																																																																																																																																																											
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.34	1.47	1.47	1.61	1.60																																																																																																																																																												